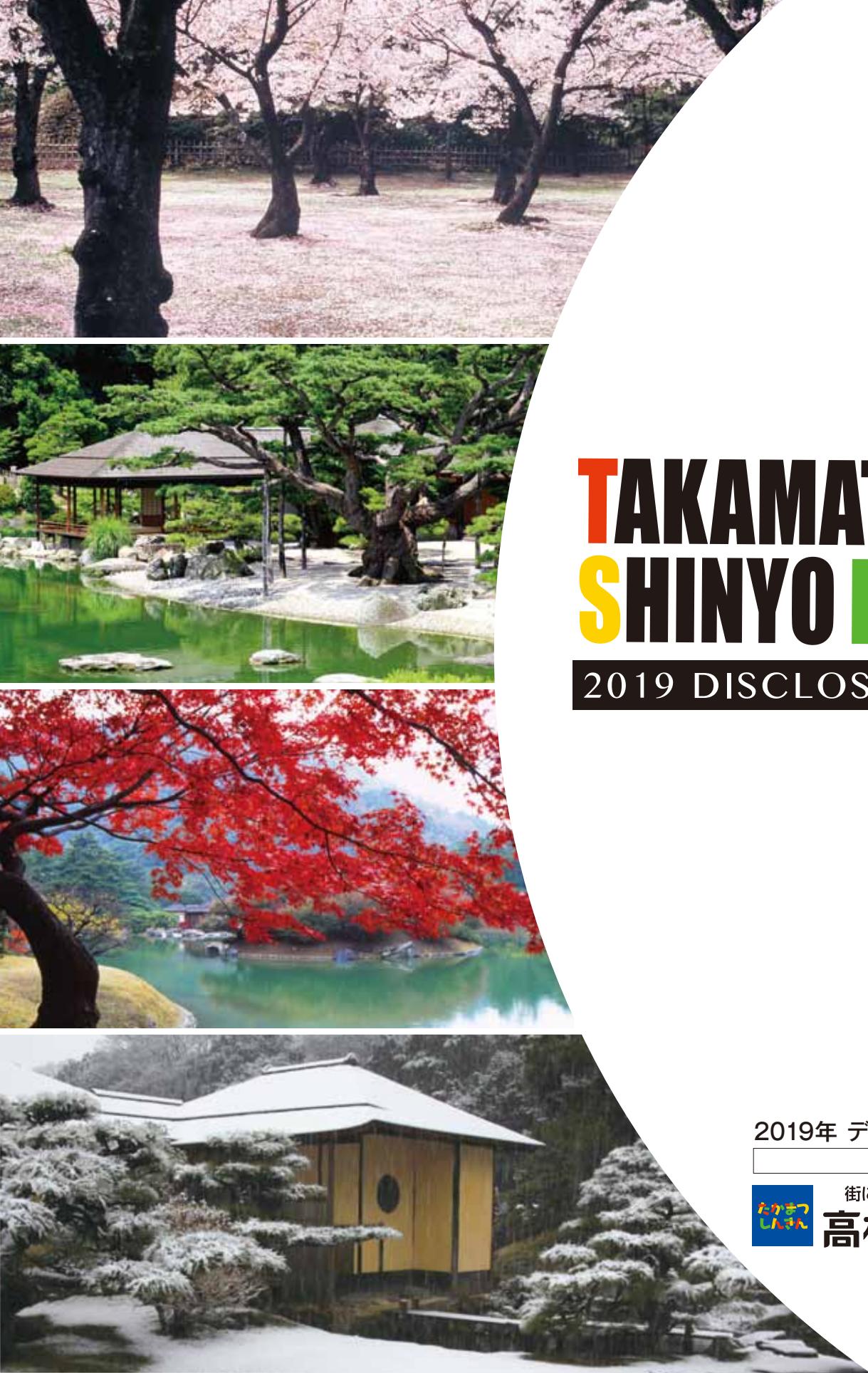




地域と共に70年、
「笑顔」と「感謝」を
届けます。



TAKAMATSU SHINYO KINKO

2019 DISCLOSURE

2019年 ディスクロージャー誌
資料編



街に笑顔を!!
高松信用金庫



地域と共に70年、
「笑顔」と「感謝」を
届けます。

CONTENTS

- 1~2 / 貸借対照表
- 3~6 / 貸借対照表の注記
- 7~8 / 損益計算書、金処分計算書
- 9~10 / 主要な業務の状況を示す指標、役員数・職員の状況、子会社等、報酬体系について

- 11~12 / 預金・預り資産の状況、有価証券の状況
- 13~14 / 貸出金等の状況
- 15 / 不良債権の開示について
- 16 / 金融再生法開示債権について
- 17~24 / 自己資本の充実の状況等

INDEX

■信用金庫法施行規則第132条等に基づく開示項目

1.金庫の概況および組織に関する事項

事業の組織	10
理事および監事の氏名および役職名	10
事業所の名称および所在地	29

2.金庫の主要な事業内容

業務のご案内	18
商品・サービス業務のご案内	19~21

3.金庫の主要な事業に関する事項

(1)直近の事業年度における事業の概況	5~6
(2)直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標	

経常収益、経常利益および当期純利益

会員数・出資総額・出資総口数・出資に対する配当金・出資1口あたりの配当金	9
純資産額および総資産額	

預金積立残高

貸出金残高

有価証券残高

単体自己資本比率

役員数

職員数

(3)直近の2事業年度における事業の状況を示す指標

①主要な業務の状況を示す指標

業務粗利益および業務粗利益率

資金運用収支、役務取引等収支およびその他業務収支

資金運用勘定、資金調達勘定の平均残高、利息、利回りおよび資金利鞘

受取利息および支払利息の増減

総資産経常利益率

総資産当期純利益率

②預金に関する指標

流動性預金、定期性預金、譲渡性預金およびその他の預金の平均残高

固定定期預金、変動定期預定期預金およびその他の区分ごとの定期預金の残高

③貸出金等に関する指標

手形貸付、証書貸付、当座貸越および割引手形の平均残高

固定金利および変動金利の区分ごとの貸出金の残高

担保の種類別(当金庫預金積金、有価証券、動産、不動産、保証および信用の区分)の貸出金残高および債務保証見返額

使途別(設備資金および運転資金の区分)の貸出金残高

業種別の貸出金残高および貸出金の総額に占める割合

預貸率の期末値および期中平均値

④有価証券に関する指標

有価証券の種類別(国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国証券および

その他の証券の区分)の残存期間別の残高

有価証券の種類別(国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国証券および

その他の証券の区分)の平均残高

預証率の期末値および期中平均値

4.金庫の事業の運営に関する事項

(1)リスク管理の体制

(2)法令等遵守の体制

(3)中小企業の経営の改善および地域の活性化のための取組みの状況

(4)金融ADR制度への対応

5.金庫の直近の2事業年度における財産の状況

(1)貸借対照表・損益計算書および剰余金処分計算書

(2)貸出金のうち次に掲げるものの額およびその合計額

破綻先債権に該当する貸出金

延滞債権に該当する貸出金

本編	資料編	本編	資料編
3ヶ月以上延滞債権に該当する貸出金	15	3ヶ月以上延滞債権に該当する貸出金	15
貸出条件緩和債権に該当する貸出金	15	貸出条件緩和債権に該当する貸出金	15
(3)自己資本(基本的項目に係る細目を含む)の充実の状況	17~24	(3)自己資本(基本的項目に係る細目を含む)の充実の状況	17~24
(4)次に掲げるものに関する取得価額、契約価額、時価および評価損益			
有価証券	12	有価証券	12
金銭の信託	12	金銭の信託	12
施行規則第102条第1項第5号に掲げる取引	12	施行規則第102条第1項第5号に掲げる取引	12
(5)貸倒引当金の期末残高および期中の増減額	14	(5)貸倒引当金の期末残高および期中の増減額	14
(6)貸出金償却の額	14	(6)貸出金償却の額	14
(7)金庫が貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書について		(7)金庫が貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書について	
会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	8	会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	8
6.報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に		6.報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に	
重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの	10	重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの	10
■「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(金融再生法)に基づく開示項目		■「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(金融再生法)に基づく開示項目	
金融再生法開示債権の状況	16	金融再生法開示債権の状況	16
■自己資本比率規制の第3の柱に関する開示事項・単体における事業年度の開示項目		■自己資本比率規制の第3の柱に関する開示事項・単体における事業年度の開示項目	
(1)自己資本の構成に関する事項	18	(1)自己資本の構成に関する事項	18
(2)自己資本の充実度に関する事項	19	(2)自己資本の充実度に関する事項	19
(3)信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)	20~21	(3)信用リスクに関する事項(証券化エクspoージャーを除く)	20~21
イ.信用リスクに関するエクspoージャーおよび主な種類別の期末残高	20	イ.信用リスクに関するエクspoージャーおよび主な種類別の期末残高	20
ロ.一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額	21	ロ.一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額	21
ハ.業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等	21	ハ.業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等	21
ニ.リスク・ウェイトの区分ごとのエクspoージャーの額等	21	ニ.リスク・ウェイトの区分ごとのエクspoージャーの額等	21
(4)信用リスク削減手法に関する事項	22	(4)信用リスク削減手法に関する事項	22
(5)派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	22	(5)派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	22
(6)証券化エクspoージャーに関する事項	23	(6)証券化エクspoージャーに関する事項	23
1.保有する証券化エクspoージャーの額および主な原資産の種類別の内訳	23	1.保有する証券化エクspoージャーの額および主な原資産の種類別の内訳	23
ロ.保有する証券化エクspoージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの		ロ.保有する証券化エクspoージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの	
残高および所要自己資本の額等	23	残高および所要自己資本の額等	23
(7)出資等エクspoージャーに関する事項	23	(7)出資等エクspoージャーに関する事項	23
1.出資等エクspoージャーの貸借対照表上額等	23	1.出資等エクspoージャーの貸借対照表上額等	23
ロ.出資等エクspoージャーの売却および償却に伴う損益の額	23	ロ.出資等エクspoージャーの売却および償却に伴う損益の額	23
ハ.貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額	23	ハ.貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額	23
二.貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額	23	二.貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額	23
(8)リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャーに関する事項	24	(8)リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャーに関する事項	24
(9)オペレーションナル・リスクに関する事項	24	(9)オペレーションナル・リスクに関する事項	24
(10)銀行勘定における金利リスクに関する事項	24	(10)銀行勘定における金利リスクに関する事項	24
■その他		■その他	
貸付条件変更等の実施状況	17	貸付条件変更等の実施状況	17
経営者保証に関するガイドラインに沿った運用について	17	経営者保証に関するガイドラインに沿った運用について	17
総代会制度について	7~8	総代会制度について	7~8
反社会的勢力に対する基本方針	26	反社会的勢力に対する基本方針	26
当金庫の金融商品に係る勧誘方針	27	当金庫の金融商品に係る勧誘方針	27
個人情報保護宣言(プライバシーポリシー) <抜粋>	26	個人情報保護宣言(プライバシーポリシー) <抜粋>	26
お客様保護について	26	お客様保護について	26
金融犯罪への対応について	24	金融犯罪への対応について	24
預金・預り資産の状況	11	預金・預り資産の状況	11
有価証券の状況	11~12	有価証券の状況	11~12
貸出金等の状況	13~14	貸出金等の状況	13~14
子会社等	10	子会社等	10
店舗外CD・ATM一覧表	30	店舗外CD・ATM一覧表	30
注)諸計算につきましては、表示単位未満を切り捨てて表示していますので、合計額と一致しない場合があります。		注)諸計算につきましては、表示単位未満を切り捨てて表示していますので、合計額と一致しない場合があります。	



資料編

貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	平成30年3月31日 残 高	平成31年3月31日 残 高
(資 産 の 部)		
現金や小切手等で保有しています。	● 現金	2,952 3,005
信金中金等に預けたお金です。	● 預け金	109,635 117,955
	買入金銭債権	104 285
	金銭の信託	— 0
	有価証券	156,528 162,988
	国債	23,350 23,524
	地方債	12,390 11,418
	社債	71,010 72,276
	株式	3,512 3,168
	その他の証券	46,264 52,600
企業や個人のお客様に融資した お金です。	● 貸出金	203,617 205,261
	割引手形	1,719 1,584
	手形貸付	13,756 13,569
	証書貸付	176,407 177,423
	当座貸越	11,734 12,684
	その他資産	2,963 3,225
内国為替取引で、他の金融機関から 受け取る金額について一時立替払い を行っている金額です。	● 未決済為替貸	50 86
	信金中金出資金	2,184 2,184
	前払費用	26 23
	未収収益	609 612
	その他の資産	92 318
店舗の土地・建物、車両や機器等、 金庫が保有している動産や不動産の 金額です。	● 有形固定資産	4,737 4,573
	建物	1,432 1,401
	土地	2,792 2,733
	リース資産	2 2
	その他の有形固定資産	509 436
ソフトウェアや電話加入権などの長期 に亘って保有する無形の資産です。	● 無形固定資産	133 128
	ソフトウェア	110 105
	その他の無形固定資産	23 22
	前払年金費用	68 66
取引先の保証債務に対する求償権の額です。	● 債務保証見返	1,556 1,738
貸出金等に対する将来の貸倒損失見込額 をあらかじめ引き当てたものです。	● 貸倒引当金	△ 6,945 △ 4,914
	(うち個別貸倒引当金)	(△ 6,160) (△ 4,285)
	資産の部合計	475,352 494,313

(単位:百万円)

科 目	平成30年3月31日 残 高	平成31年3月31日 残 高
(負 債 の 部)		
●預金積金	408,461	418,276
当座預金	5,301	6,063
普通預金	150,811	159,409
貯蓄預金	1,435	1,347
通知預金	36	80
定期預金	228,069	226,518
定期積金	17,201	18,725
その他の預金	5,606	6,130
借用金	26,379	28,368
借入金	26,379	28,368
債券貸借取引受入担保金	11,235	16,445
その他負債	1,001	901
未決済為替借	89	147
未払費用	331	228
給付補填備金	8	10
未払法人税等	84	9
前受収益	31	28
払戻未済金	24	22
職員預り金	267	284
リース債務	2	2
資産除去債務	75	76
その他の負債	85	91
賞与引当金	113	111
●退職給付引当金	913	903
役員退職慰労引当金	80	88
預金払戻損失引当金	39	46
●繰延税金負債	600	692
土地再評価法に従って土地を再評価した際の旧簿価との差額のうち、税金に相当する部分です。	320	309
●債務保証	1,556	1,738
負債の部合計	450,702	467,881
(純 資 産 の 部)		
出資金	2,111	2,088
普通出資金	2,111	2,088
利益剰余金	19,227	20,337
利益準備金	1,781	1,886
その他利益剰余金	17,445	18,451
特別積立金	16,400	17,250
当期末未処分剰余金	1,045	1,201
△処分未済持分	△ 0	△ 0
会員勘定合計	21,338	22,426
その他有価証券評価差額金	2,737	3,462
土地再評価差額金	574	543
評価・換算差額等合計	3,311	4,005
純資産の部合計	24,649	26,432
負債および純資産の部合計	475,352	494,313



資料編

貸借対照表の注記

1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、子会社等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)ならびに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備および構築物については定額法)を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	19年～47年
その他の	3年～20年
4. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(主として3年～5年)に基づいて償却しております。
5. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、零としております。
6. 外貨建資産は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(平成24年7月4日)に規定する正常先債権および要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
また、破綻懸念先および貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収および利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署および融資部が資産査定を実施し、その査定結果に基づいて上記の引当を行っており、当該部署から独立した監査部が査定結果および引当を監査しております。
なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は311百万円であります。
8. 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
9. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用および数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理

数理計算上の差異：その発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により翌事業年度から費用処理

また、当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況および制度全体の拠出等に占める当金庫の割合ならびにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

①制度全体の積立状況に関する事項(平成30年3月31日現在)	
年金資産の額	1,669,710 百万円
年金財政計算上の数理債務の額と	
最低責任準備金の額との合計額	1,806,457 百万円
差引額	△ 136,747 百万円
②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合	
(平成30年3月31日現在)	0.3511%

③補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高197,854百万円および別途積立金61,107百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の計算書類上、当該償却に充てられる特別掛金69百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛け率を掛け出し時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

10. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
11. 預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
12. 消費税および地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。
13. 理事および監事との間の取引による理事および監事に対する金銭債権総額7百万円
14. 子会社等の株式の総額0百万円
15. 有形固定資産の減価償却累計額6,622百万円
16. 貸出金のうち、破綻先債権額は336百万円、延滞債権額は9,022百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
17. 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権額は8百万円であります。
なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。
18. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は456百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。
19. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は9,823百万円であります。
なお、16.から19.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
20. ローン・パーティシペーションで、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第3号「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」(平成26年11月28日)に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金の元本の事業年度末残高の総額は、74百万円であります。

21. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却または(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,584百万円であります。
22. 担保に供している資産は、次のとおりであります。

担保に供している資産

預け金	13,000百万円
有価証券	35,917百万円

担保資産に対応する債務

借用金	28,368百万円
債券貸借取引受入担保金	16,445百万円

上記のほか、日本銀行金融ネットワークシステムの担保として日本銀行へ有価証券を308百万円、当座借越契約の担保および為替決済保証金として信金中金へ預け金(信金中金定期預金)を10,500百万円差し入れております。

23. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成14年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 1,323百万円

24. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当金庫の保証債務の額は860百万円であります。

25. 出資1口当たりの純資産額6,328円69銭

26. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産および負債の総合的管理(ALM)をしております。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託および株式であり、満期保有目的、純投資目的および事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスクおよび金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

外貨建有価証券については、為替の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫は、ローン事業に関する管理規程および信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣が参加する融資委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

有価証券の発行体の信用リスクは、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。ALMに関する規則において、リスク管理方法や手続等の

詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には総合企画部において金融資産および負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感度分析等によりモニタリングを行い、半期ベースで理事会に報告しております。

(ii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、市場リスク管理規程に従い行われております。

このうち、資金運用部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報は資金運用部を通じ、理事会および資金運用委員会において定期的に報告されております。

(iii) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、「有価証券」(時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品を除く。)、「貸出金」、「預金積金」、「預け金」等の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫のVaRは分散共分散法(保有期間6ヶ月、信頼区間99%、観測期間5年)により算出しており、平成31年3月31日(当事業年度の決算日)現在で当金庫の市場リスク量(損失額の推計値)は、4,729百万円です。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

27. 金融商品の時価等に関する事項

平成31年3月31日における貸借対照表上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の算定方法については(注1)参照)。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

貸借対照表

(単位:百万円)

	計上額	時価	差額
① 現金	3,005	3,005	—
② 預け金	117,955	118,165	209
③ 有価証券	162,639	162,639	—
その他有価証券	162,639	162,639	—
④ 貸出金(*1)	205,261		
貸倒引当金(*2)	△4,263		
貸出金計	200,997	201,379	381
金融資産計	484,598	485,189	591
⑤ 預金積金	418,276	418,393	117
⑥ 借用金	28,368	28,560	192
⑦ 債券貸借取引受入担保金	16,445	16,445	—
金融負債計	463,089	463,399	309

(*1) 貸出金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(*2) 貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除しております。



貸借対照表の注記

(注1)金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自金庫保証付私募債は、同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、28.から30.に記載しております。

(3)貸出金

貸出金は、以下の①～③の方法により算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

①破綻懸念先債権、実質破綻先債権および破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)の合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除した価額

②①以外のうち、残存期間が短期間のものや変動金利によるものは貸出金計上額

③①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の種類および期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた価額

金融負債

(1)預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、変動金利定期は、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2)借用金

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(3)債券貸借取引受入担保金

債券貸借取引受入担保金は、約定期間が短期間であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

貸借対照表計上額		
非上場株式(*1)	111	
投資事業組合出資金(*2)	237	
子会社等株式(*1)	0	
合計	349	

(*1)非上場株式(時価のあるものは除く。)、子会社等株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

(*2)組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注3)金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	(単位:百万円)			
	1年超	5年超	10年以内	10年超
1年以内	5年以内	10年以内	10年超	
①預け金(*1)	78,955	25,500	6,000	7,500
②有価証券(*2)	17,645	48,790	56,707	28,718
③貸出金(*3)	37,627	67,601	44,650	39,130
合計	134,227	141,891	107,357	75,349

(*1)預け金のうち、要求払預け金は「1年以内」に含めております。

(*2)その他有価証券のうち満期がある債券の期間ごとの償還予定額を、計上しております。

(*3)貸出金のうち、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する債権等、償還予定金額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4)借用金およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	(単位:百万円)			
	1年超	5年超	10年以内	10年超
1年以内	5年以内	10年以内	10年超	
①預金積金(*)	374,149	44,079	9	36
②借用金	5,741	16,541	3,781	2,304
③債券貸借取引 受入担保金	16,445	—	—	—
合計	396,335	60,621	3,790	2,340

(*1)預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

28.有価証券の時価、評価差額等に関する事項は下記のとおりあります。

その他有価証券

(単位:百万円)				
貸借対照表		計上額	取得原価	
		計上額	取得原価	差額
(貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの)				
①株式		2,347	1,337	1,010
②債券		126,147	122,619	3,527
国債		23,002	21,968	1,034
地方債		10,859	10,593	265
社債		69,887	68,353	1,533
外国証券		22,398	21,703	694
③その他		14,352	13,636	715
小計		142,847	137,593	5,253
(貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの)				
①株式		708	832	△123
②債券		11,922	12,052	△129
国債		521	524	△2
地方債		559	566	△7
社債		2,389	2,399	△10
外国証券		8,452	8,561	△108
③その他		7,160	7,395	△235
小計		19,791	20,280	△488
合計		162,639	157,874	4,764

(注)上記の評価差額から繰延税金負債1,302百万円を差し引いた額3,462百万円が「その他有価証券評価差額金」として計上されています。

29.当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)			
		売却額	売却益の合計額
		売却額	売却損の合計額
①株式		241	167
②債券		1,314	10
国債		—	—
地方債		707	5
社債		607	5
外国証券		—	—
③その他		4,256	—
合計		5,812	178
			454

30. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く。)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、期末日における時価が取得価額に比べ50%以上下落した場合、または期末日における時価が取得価額に比べ30%以上50%未満下落した場合で、①過去1年間に一度も時価下落率が30%未満にならなかった場合(なお、債券の場合は、単に一般市場金利の大幅な上昇によって時価が著しく下落した場合であっても、いずれ時価の下落が解消すると見込まれるときは、回復する可能性があるものと認められるが、格付けの著しい低下があった場合や、債券の発行会社が債務超過や連続して赤字決算の状態にある場合など、信用リスクの増大に起因して時価が著しく下落した場合には、通常は回復する見込みがあるとは認められない。)②発行会社が債務超過の状態にある場合、あるいは2期連続で当期損失を計上しており、翌期も当期損失計上が予想される場合であります。

31. 当座貸越契約および貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は81,333百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが24,369百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全およびその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申込みを受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

32. 緯延税金資産および緯延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

緯延税金資産

税務上の緯越欠損金（注1）	209百万円
貸倒引当金損金算入限度額超過額	1,134
退職給付引当金損金算入限度額超過額	250
減価償却費損金算入限度額超過額	118
固定資産減損	159
賞与引当金	30
有価証券減損	17
その他	203
緯延税金資産小計	2,123
税務上の緯越欠損金に係る評価性引当額（注1）	—
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,491
評価性引当額小計	△1,491
緯延税金資産合計	631
緯延税金負債	
建物(資産除去費用)	3
その他有価証券評価差額金	1,302
その他	18
緯延税金負債合計	1,324
緯延税金負債の純額	692

(注1) 税務上の緯越欠損金およびその緯延税金資産の緯越期限別
の金額

当事業年度(平成31年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の 緯越 欠損金(*1)	—	—	—	—	—	209	209
評価性 引当額	—	—	—	—	—	—	—
緯延 税金資産	—	—	—	—	—	209	209

(*1)税務上の緯越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(*2)

(*2)税務上の緯越欠損金(法定実効税率を乗じた額)については、将来の課税所得の見込みにより回収可能と判断しております。

33. 表示方法の変更

企業会計基準第28号「税効果会計に係る会計基準」の一部改正(以下「税効果会計基準一部改正」という。)を当事業年度から適用し、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)(評価性引当額の合計額を除く。)および同注解(注9)に記載された内容を追加しております。



資料編

損益計算書

(単位:千円)

科 目	第69期 平成29年4月 1日から 平成30年3月31日まで 金額	第70期 平成30年4月 1日から 平成31年3月31日まで 金額
● 経常収益	6,413,996	6,369,415
● 資金運用収益	5,482,920	5,292,903
○ 貸出金利息	3,526,497	3,400,888
○ 預け金利息	259,617	249,330
○ 有価証券利息配当金	1,641,277	1,587,465
○ その他の受入利息	55,528	55,219
● 役務取引等収益	731,405	721,716
○ 受入為替手数料	217,493	219,711
○ その他の役務収益	513,912	502,004
● その他業務収益	34,619	47,443
○ 外国為替売買益	—	560
○ 国債等債券売却益	—	10,860
○ 国債等債券償還益	222	—
○ その他の業務収益	34,397	36,022
● その他経常収益	165,050	307,352
○ 貸倒引当金戻入益	40,456	86,874
○ 債却債権取立益	1,167	20,184
○ 株式等売却益	100,536	167,171
○ 金銭の信託運用益	—	0
○ その他の経常収益	22,890	33,121
● 経常費用	5,150,706	5,467,745
● 資金調達費用	178,575	155,623
○ 預金利息	140,245	116,768
● 給付補填備金繰入額	5,349	4,990
○ 借用金利息	30,453	30,878
○ 債券貸借取引支払利息	1,124	1,513
○ その他の支払利息	1,402	1,472
● 役務取引等費用	588,213	598,220
○ 支払為替手数料	76,895	77,724
○ その他の役務費用	511,318	520,496
● その他業務費用	68,387	422,599
○ 外国為替売買損	275	—
○ 国債等債券売却損	67,053	421,143
○ その他の業務費用	1,059	1,456
● 経費	4,266,086	4,218,171
○ 人件費	2,752,255	2,717,284
○ 物件費	1,385,083	1,383,466
○ 税金	128,746	117,420
● その他経常費用	49,442	73,130
○ 貸出金償却	9,429	22
○ 株式等売却損	—	33,061
○ その他の経常費用	40,013	40,047

経常収益の中心は、貸出金利息です。

資金を貸出金や有価証券等で運用した結果得られた利息収益です。

振込等のサービスにより得られた手数料等の収益です。

主に保有している国債等の債券を売却するなどして得た収入等です。

その他種々の取引収入等です。

経常費用の中心は、預金利息と経費から成り立っています。

お預かりしているご預金に対する利息です。

定期積金の当期に負担した利息に相当するものです。

為替の取次ぎ手数料や信用保証料等の支払いとして支出したものです。

保有する債券について発生した損失等が含まれます。

給料等の必要な営業上の経費です。

貸出金や保有する株式について発生した損失等が含まれます。

損益計算書

(単位:千円)

科 目	第69期 平成29年4月 1日から 平成30年3月31日まで 金額	第70期 平成30年4月 1日から 平成31年3月31日まで 金額
金庫本来の損益です。	● 経常利益	1,263,290
	特別損失	3,634
	固定資産処分損	2,127
	減損損失	1,507
税金を控除する前の損益です。	● 税引前当期純利益	1,259,655
当期の所得に対して負担する税金です。	● 法人税、住民税および事業税	161,278
	過年度法人税還付金額	—
法人税、住民税および事業税を 税効果会計により調整するものです。	● 法人税等調整額	87,016
	法人税等合計	248,295
税引き後の最終損益です。	● 当期純利益	1,011,360
	繰越金(当期首残高)	34,303
土地再評価差額金を取崩した額です。	● 土地再評価差額金取崩額	—
	当期末処分剰余金	1,045,664
		1,201,502

- 注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 子会社等との取引による費用総額29百万円
 3. 出資1口当たり当期純利益金額271円74銭
 4. 当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失
香川県 4ヶ所	営業用店舗	土地	2
		土地	55
	遊休資産	建物	1

資産のグルーピングについては、管理会計上の最小区分である営業店単位(ただし、衛星店舗等は母店と一つのグルーピング)、遊休資産・賃貸資産については、各々1つの単位としております。本部、厚生施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。営業利益減少によるキャッシュ・フローの低下および継続的な地価の下落等により、上記資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額 59百万円を「減損損失」として特別損失に計上しております。

なお、当事業年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、土地の正味売却価額は路線価に基づいて奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出しております。

剰余金処分計算書

(単位:円)

科 目	第69期 平成29年4月 1日から 平成30年3月31日まで 金額	第70期 平成30年4月 1日から 平成31年3月31日まで 金額
当期末処分剰余金	1,045,664,392	1,201,502,056
合計	1,045,664,392	1,201,502,056
剰余金処分額	1,018,344,590	1,173,658,437
利益準備金	105,000,000	121,000,000
普通出資に対する配当金	(年3%) 63,344,590	(年3%) 62,658,437
特別積立金	850,000,000	990,000,000
繰越金(当期末残高)	27,319,802	27,843,619

会計監査人の監査について

平成29年度および30年度の貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。

平成30年度における貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)の適正性、および財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

令和元年6月25日
高松信用金庫
理事長 大橋 和夫



資料編

主要な業務の状況を示す指標

主要な経営指標の推移

(損益:千円、残高:百万円)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利 益	経 常 収 益	6,875,198	7,155,599	6,804,227	6,413,996	6,369,415
	経 常 費 用	5,467,347	5,281,000	5,331,291	5,150,706	5,467,745
	経常利益または経常損失(△)	1,407,851	1,874,598	1,472,936	1,263,290	901,669
	当期純利益または当期純損失(△)	1,044,022	1,328,363	1,153,698	1,011,360	1,144,083
残 高	預 金 積 金	395,165	396,512	403,152	408,461	418,276
	貸 出 金	201,310	199,188	200,403	203,617	205,261
	純 資 産 額	22,683	24,038	24,172	24,649	26,432
	総 資 産 額	425,387	436,371	465,913	473,796	492,575

業務純益および粗利益

(単位:千円)

	平成29年度	平成30年度
業 務 純 益	1,213,603	721,552
業 務 粗 利 益	5,413,769	4,885,619
資 金 利 益	5,304,345	5,137,280
資 金 運 用 収 益	5,482,920	5,292,903
資 金 調 達 費 用	178,575	155,623
役 務 取 引 等 利 益	143,192	123,495
役 務 取 引 等 収 益	731,405	721,716
役 務 取 引 等 費 用	588,213	598,220
そ の 他 業 務 利 益	△33,768	△375,156
そ の 他 業 務 収 益	34,619	47,443
そ の 他 業 務 費 用	68,387	422,599

資金運用・調達勘定平均残高、利息、利回り

(平均残高:百万円、利息:千円)

	年度	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	平成29年度	465,188	5,482,920	1.17%
	平成30年度	476,990	5,292,903	1.10%
貸 出 金	平成29年度	200,861	3,526,497	1.75%
	平成30年度	204,167	3,400,888	1.66%
預 け 金	平成29年度	109,451	259,617	0.23%
	平成30年度	117,080	249,330	0.21%
有 価 証 券	平成29年度	152,248	1,641,277	1.07%
	平成30年度	153,426	1,587,465	1.03%
資金調達勘定	平成29年度	443,756	178,575	0.04%
	平成30年度	456,318	155,623	0.03%
預 金 積 金	平成29年度	406,622	145,594	0.03%
	平成30年度	414,218	121,758	0.02%
借 用 金	平成29年度	25,605	30,453	0.11%
	平成30年度	26,657	30,878	0.11%
債券貸借取引受入担保金	平成29年度	11,247	1,124	0.00%
	平成30年度	15,147	1,513	0.00%

注) 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高
 平成29年度 215百万円 平成30年度 228百万円
 を控除しております。

受取利息と支払利息

●受取・支払利息の増減

(単位:千円)

	平成29年度			平成30年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受 取 利 息	36,697	△170,687	△133,989	98,144	△288,161	△190,017
うち貸出金	12,018	△215,868	△203,850	59,447	△185,057	△125,609
うち預け金	31,533	△19,396	12,136	22,063	△32,350	△10,286
うち有価証券	△5,810	58,226	52,415	12,819	△66,631	△53,812
支 払 利 息	11,839	△48,160	△36,320	4,398	△27,350	△22,952
うち預金積金	2,775	△46,732	△43,957	2,776	△26,612	△23,835
うち借用金	8,397	△1,803	6,594	1,162	△737	424

注) 残高および利率の増減要因が重なる部分については、増減割合に応じて按分しております。

利益率等

	平成29年度	平成30年度
総資産経常利益率	0.27%	0.18%
総資産当期純利益率	0.21%	0.23%
業務粗利益率	1.16%	1.02%
預貸率(期末)	49.84%	49.07%
"(期中)	49.39%	49.28%
預証率(期末)	38.32%	38.96%
"(期中)	37.44%	37.03%
資金運用利回	1.17%	1.10%
資金調達原価率	1.00%	0.95%
総資金利鞘	0.17%	0.15%

為替事務 内国為替取扱実績

(単位:百万円)

	送金・振込為替		代金取立	
	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度
仕向為替	307,586	318,618	8,219	8,859
被仕向為替	329,687	348,805	12,712	13,752

$$\text{総資産経常(当期純)利益率} = \frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$$

$$\text{業務粗利益率} = \text{業務粗利益} \div \text{資金運用勘定平均残高} \times 100$$

役員数・職員の状況

役員数

(単位:人)

	平成27年3月末	平成28年3月末	平成29年3月末	平成30年3月末	平成31年3月末
役員数	14	13	13	12	12
うち常勤役員数	9	8	8	7	7

職員の状況

	平成27年3月末			平成28年3月末			平成29年3月末			平成30年3月末			平成31年3月末		
	職員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)												
男	242	42.4	17.5	234	42.4	17.5	234	41.6	16.9	233	41.3	16.4	232	41.3	16.5
女	146	38.0	14.1	151	38.3	14.2	161	38.3	14.2	166	38.6	14.5	167	38.8	14.7
計	388	40.8	16.3	385	40.8	16.3	395	40.3	15.8	399	40.2	15.6	399	40.2	15.7

子会社等

会社名	高松信友株式会社	設立年月日	昭和40年12月1日
所在地	高松市瓦町1丁目9番地2	資本金	10百万円
主要業務内容	ビル総合管理、宝くじ販売	当金庫議決権比率	100.00%

注) 連結の範囲に関する重要性の判断により、連結対象外としております。

報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事および常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」および「賞与」、在任期間中の職務執行および特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬および賞与】非常勤を含む全役員の基本報酬および賞与につきましては、総代会において、理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額につきましては前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額および賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法
- b. 支払手段
- c. 決定時期と支払時期

(2) 平成30年度における対象役員に対する報酬等の支払額

区分	支払総額(単位:百万円)
対象役員に対する報酬等	127

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条1項4号および6号ならびに第3条1項4号および6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受けける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。なお、平成30年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。3. 「同等額」は、平成30年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。4. 平成30年度において対象役員が受けける報酬等と同等額以上の報酬を受ける者はいませんでした。

(注) 1. 対象役員に該当する理事は6名、監事は2名です(期中に退任した者を含む)。2. 左記の内訳は、「基本報酬」196百万円、「賞与」13百万円、「退職慰労金」17百万円となっております。なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。「退職慰労金」は、当年度に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

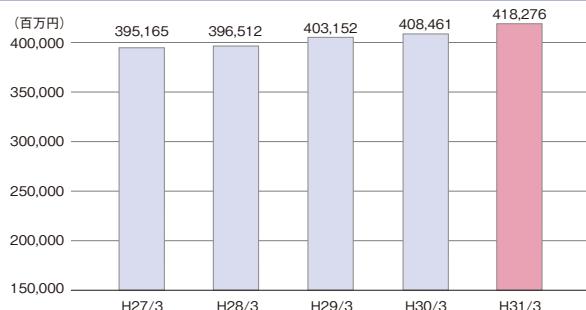


資料編

預金・預り資産の状況

預金には、積金、譲渡性預金を含んでおります（平成26年度～平成30年度中の譲渡性預金のお預かりはございません）。

預金残高の推移



役職員一人当たり・一店舗当たり預金残高

	平成30年3月末	平成31年3月末
役職員一人当たり預金残高	1,006	1,030
一店舗当たり預金残高	13,176	13,492

*役職員数406名 店舗数31店舗

預金者別預金残高・構成比・対前年増減額

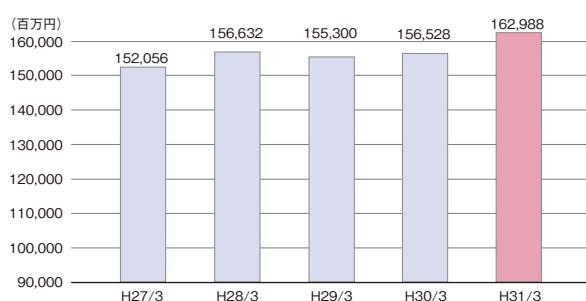
	平成30年3月末		平成31年3月末	
	残高	構成比	残高	増減額
個人	342,904	84.0%	344,617	1,713
法人	57,532	14.1%	59,990	2,458
金融機関	333	0.1%	426	93
公金	7,690	1.8%	13,241	5,551
合計	408,461	100.0%	418,276	9,815
(会員)	125,069	30.6%	128,424	3,355
(会員外)	283,392	69.4%	289,851	6,459

財形貯蓄残高

	(単位:百万円)	
	平成30年3月末	平成31年3月末
一般財形	28	34
財形年金貯蓄	56	53
財形住宅貯蓄	33	28
合計	119	115

有価証券の状況

有価証券残高の推移



定期預金残高

	平成30年3月末	平成31年3月末
定期預金	228,069	226,518
固定金利定期預金	214,874	214,388
変動金利定期預金	13,194	12,129
その他	0	0

預金科目別平均残高・構成比・対前年増減額

	平成29年度		平成30年度	
	平均残高	構成比	平均残高	増減額
流動性預金	156,289	38.4%	166,066	9,777
当座預金	4,970	1.2%	5,026	56
普通預金	148,643	36.6%	158,297	9,654
貯蓄預金	1,437	0.4%	1,398	△39
通知預金	138	0.0%	156	18
別段・納税準備預金	1,098	0.3%	1,186	88
定期性預金	250,333	61.6%	248,151	△2,182
定期預金	232,991	57.3%	230,417	△2,574
固定金利	219,130	53.9%	217,736	△1,394
変動金利	13,860	3.4%	12,680	△1,180
その他	0	0.0%	0	0
定期積金	17,341	4.3%	17,734	393
合計	406,622	100.0%	414,218	7,596

預り資産取扱いの残高推移

預り資産とは、公共債、投資信託、生保窓販商品をいいます。当金庫の取扱残高の推移は次のとおりです。

	公共債	投資信託	生保窓販商品	合計
平成29年3月末	1,346	14,973	14,424	30,743
平成30年3月末	1,140	12,411	14,166	27,717
平成31年3月末	890	11,746	15,239	27,875

*公共債は個人向け国債を含む国債全般の残高、投資信託は46種類の時価評価額残高、生保窓販商品は一時払個人年金と一時払終身保険の残高です。

有価証券の種類別の平均残高

	平成29年度	平成30年度
国債	22,687	22,433
地方債	11,737	11,503
社債	71,728	69,532
株式	2,417	2,363
外国証券	26,532	27,966
その他の証券	17,144	19,627
合計	152,248	153,426

*上記の「その他の証券」は投資信託等です。

有価証券の種類別の残存期間別の残高

(単位:百万円)

	平成30年3月末							平成31年3月末								
	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
国 債	—	8,227	6,108	4,304	1,456	3,253	—	23,350	4,042	7,289	5,301	3,263	—	3,627	—	23,524
地 方 債	480	6,156	828	675	1,942	2,307	—	12,390	3,031	3,164	345	1,176	1,435	2,265	—	11,418
社 債	5,942	16,479	8,929	12,659	15,295	11,703	—	71,010	9,153	12,742	7,635	11,765	17,896	13,082	—	72,276
株 式	—	—	—	—	—	—	3,512	3,512	—	—	—	—	—	—	3,168	3,168
外 国 証 券	5,606	3,218	4,384	3,314	4,101	6,406	—	27,032	1,408	4,334	6,221	3,385	7,192	8,307	—	30,850
そ の 他	—	11	790	2,064	9,266	231	6,867	19,232	8	—	1,755	1,366	9,225	1,436	7,957	21,749

※上記の「その他」は投資信託等です。

有価証券の時価等情報

1.満期保有目的の債券

(単位:百万円)

		平成30年3月末			平成31年3月末		
		B/S計上額	時 価	差 額	B/S計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を 超えるもの	① 社 債	—	—	—	—	—	—
	② そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの	① 社 債	—	—	—	—	—	—
	② そ の 他	2,000	1,996	△3	—	—	—
	小 計	2,000	1,996	△3	—	—	—
合 計		2,000	1,996	△3	—	—	—

※1. 時価は期末日における市場価格等に基づいております。

※2. 上記の「②その他」は外国証券です。

※3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

2.その他有価証券

(単位:百万円)

		平成30年3月末			平成31年3月末		
		B/S計上額	取 得 原 価	差 额	B/S計上額	取 得 原 価	差 额
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	① 株 式	2,905	1,727	1,178	2,347	1,337	1,010
	② 債 券	110,641	107,442	3,198	126,147	122,619	3,527
	国 債	23,149	22,023	1,125	23,002	21,968	1,034
	地 方 債	10,372	10,062	309	10,859	10,593	265
	社 債	61,763	60,427	1,336	69,887	68,353	1,533
	そ の 他	15,355	14,928	427	22,398	21,703	694
	③ そ の 他	8,622	8,190	432	14,352	13,636	715
	小 計	122,169	117,360	4,809	142,847	137,593	5,253
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	① 株 式	494	557	△63	708	832	△123
	② 債 券	21,143	21,437	△293	11,922	12,052	△129
	国 債	201	202	0	521	524	△2
	地 方 債	2,017	2,049	△31	559	566	△7
	社 債	9,247	9,320	△73	2,389	2,399	△10
	そ の 他	9,676	9,864	△188	8,452	8,561	△108
	③ そ の 他	10,357	11,057	△699	7,160	7,395	△235
	小 計	31,995	33,051	△1,056	19,791	20,280	△488
合 計		154,165	150,412	3,753	162,639	157,874	4,764

※1. B/S計上額は期末日における市場価格等に基づいております。

※2. 上記の「③その他」は投資信託です。

※3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

3.時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位:百万円)

		平成30年3月末	平成31年3月末
		B/S計上額	B/S計上額
子 会 社・子 法 人 等 株 式		0	0
非 上 場 株 式		111	111
そ の 他 の 証 券		251	237
合 计		363	349

公共債引受額

(単位:百万円)

	平成29年度	平成30年度
政 保 債	159	83

公共債窓販実績

(単位:百万円)

	平成29年度	平成30年度
長 期 利 付 国 債	—	—
中 期 利 付 国 債	—	—
個 人 向 け 国 債	18	49
合 计	18	49

デリバティブ

信用金庫法施行規則第102条第1項第5号に掲げる取引は該当ございません。

商品有価証券

該当ございません。



資料編

貸出金等の状況

貸出金残高の推移



貸出金業種別残高では、地方公共団体・医療・福祉・生活関連サービス業・娯楽業・物品販賣業・卸売業・小売業・運輸業・郵便業・電気・ガス・熱供給・水道業への融資が増加しており、製造業・建設業・金融業・保険業・学術研究・専門・サービス業・宿泊業・飲食業、その他のサービス業への融資が減少しています。個人融資は住宅ローンは増加しておりますが、消費者ローンは減少しております。

当金庫は、今後とも引き続き地元企業に良質な資金提供を行うとともに、住宅ローン・消費者ローンを通じて個人向けの資金を提供してまいります。

役職員一人当たり・一店舗当たり貸出金残高

(単位:百万円)

	平成30年3月末	平成31年3月末
役職員一人当たり貸出金残高	502	497
一店舗当たり貸出金残高	6,568	6,621

貸出金科目別平均残高・構成比・対前年増減額

(単位:百万円)

	平成29年度		平成30年度		
	平均残高	構成比	平均残高	増減額	構成比
割引手形	1,647	0.8%	1,428	△219	0.7%
手形貸付	14,573	7.3%	13,754	△819	6.7%
証書貸付	172,862	86.0%	176,681	3,819	86.6%
当座貸越	11,779	5.9%	12,304	525	6.0%
合計	200,861	100.0%	204,167	3,306	100.0%

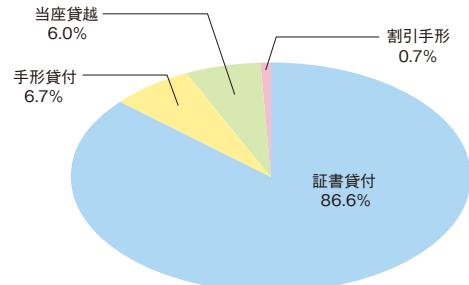
消費者ローン・住宅ローン残高

(単位:百万円)

	平成30年3月末	平成31年3月末
消費者ローン	15,455	14,988
住宅ローン	38,627	38,927

貸出金科目別平均残高構成比

(平成30年度)



貸出金・債務保証見返担保別内訳

(単位:百万円)

	平成30年3月末	平成31年3月末
貸出金残高	203,617	205,261
当金庫預金積金	5,018	4,612
有価証券	52	55
動産	—	—
不動産	58,376	56,951
その他	—	—
保証協会・信用保険	32,620	34,235
保証	20,480	21,455
信用	87,070	87,954
債務保証見返額	1,557	1,738
当金庫預金積金	14	18
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	705	645
その他	—	—
保証協会・信用保険	—	—
保証	—	—
信用	838	1,076

不良債権のオフ・バランス化

当金庫は不良債権化した貸出金等を貸借対照表から直接控除するオフ・バランス化を積極的に推進しています。平成30年度にオフ・バランス化した不良債権額は7百万円で、その内訳は次のとおりです。

	(単位:百万円)
直接償却額	7
部分直接償却額	—
合計	7

貸出金業種別残高・構成比

(単位:百万円)

	平成30年3月末		平成31年3月末	
	残高	構成比	残高	構成比
製造業	11,254	5.5%	11,002	5.4%
農業・林業	546	0.3%	534	0.3%
漁業	46	0.0%	34	0.0%
鉱業・採石業・砂利採取業	8	0.0%	2	0.0%
建設業	12,946	6.4%	11,722	5.7%
電気・ガス・熱供給・水道業	63	0.0%	150	0.1%
情報通信業	290	0.1%	292	0.1%
運輸業・郵便業	3,554	1.7%	3,766	1.8%
卸売業・小売業	15,921	7.8%	15,995	7.8%
金融業・保険業	4,581	2.2%	3,602	1.8%
不動産業	43,979	21.6%	43,426	21.2%
物品貸業	867	0.4%	1,271	0.6%
学術研究・専門・サービス業	1,027	0.5%	851	0.4%
宿泊業	2,796	1.4%	2,756	1.3%
飲食業	2,986	1.5%	2,953	1.4%
生活関連サービス業・娯楽業	2,294	1.1%	2,459	1.2%
教育・学習支援業	713	0.4%	832	0.4%
医療・福祉	6,263	3.1%	6,298	3.1%
その他のサービス業	12,249	6.0%	11,728	5.7%
小計	122,390	60.1%	119,683	58.3%
地方公団体	22,735	11.2%	27,120	13.2%
個人(住宅・消費・納税資金)	58,491	28.7%	58,458	28.5%
合計	203,617	100.0%	205,261	100.0%
(会員)	166,729	81.9%	165,507	80.6%
(会員外)	36,887	18.1%	39,753	19.4%

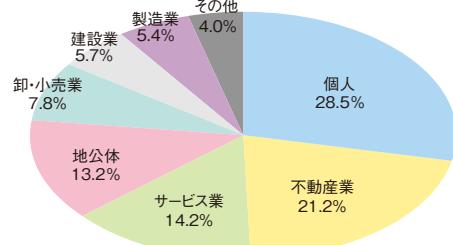
代理貸付残高内訳

(単位:百万円)

	平成30年3月末		平成31年3月末	
	債務保証比率	残高	債務保証比率	残高
信金中央金庫	100%	1,464	100%	1,661
日本政策金融公庫	20%・50%・80%	8	20%・50%・80%	1
住宅金融支援機構	0%	6,563	0%	6,331
福祉医療機構	20%・100%	43	20%・100%	32
その他		31		32
合計		8,111		8,057

貸出金業種別構成比

(平成31年3月末)



貸出金固定金利と変動金利区分

(単位:百万円)

	平成30年3月末	平成31年3月末
固定金利貸出残高	157,399	162,246
変動金利貸出残高	46,218	43,015
貸出残高合計	203,617	205,261

貸出金使途別内訳

(単位:百万円)

	平成30年3月末		平成31年3月末	
	残高	構成比	残高	構成比
設備資金	103,731	50.9%	106,664	52.0%
運転資金	99,885	49.1%	98,596	48.0%

貸倒引当金内訳

(単位:百万円)

	平成29年3月末		平成30年3月末		平成31年3月末
	残高	残高	増減額	残高	増減額
一般貸倒引当金	734	785	51	629	△155
個別貸倒引当金	6,584	6,160	△424	4,285	△1,874
合計	7,318	6,945	△373	4,914	△2,030

貸出金償却額

(単位:百万円)

	平成29年度	平成30年度
貸出金償却額	9	0



資料編

不良債権の開示について

不良債権の開示については、平成10年度より「信用金庫法」によって義務付けられた「リスク管理債権」と、平成11年度より「金融再生法」によって義務付けられた「金融再生法開示債権」があります。

当金庫では、平成12年度より不良債権の査定基準を見直し、より厳しく適用することで資産の健全化を図ることとしています。今後とも積極的に不良債権を開示し透明性を高めるとともに、不良債権の最終処理に努めてまいります。

リスク管理債権について

リスク管理債権の状況

区分	平成29年度	平成30年度
破綻先債権	529	336
延滞債権	10,918	9,022
3ヵ月以上延滞債権	26	8
貸出条件緩和債権	568	456
合計	12,043	9,823

平成30年度は、債務者の経営改善の一環として柔軟に条件緩和に応じ、債務者の実態把握のもと、自己査定実施により財務の健全化を図りました。不良債権となっていた債権の回収手続きが進み、不良資産は減少しています。

平成30年度リスク管理債権比率は4.78%となっています。

注)1. 「破綻先債権」とは、元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。

- ①更生手続開始の申立てがあった債務者
- ②再生手続開始の申立てがあった債務者
- ③破産手続開始の申立てがあった債務者
- ④特別清算開始の申立てがあった債務者
- ⑤手形交換所による取引停止処分を受けた債務者

2. 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金のうち、次の2つを除いた貸出金です。

- ①上記「破綻先債権」に該当する貸出金
- ②債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金

3. 「3ヵ月以上延滞債権」とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で、「破綻先債権」および「延滞債権」に該当しない貸出金です。

4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破綻先債権」、「延滞債権」および「3ヵ月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。

5. なお、これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引き当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

6. 当金庫では、従来は法人税法の基準により債権の直接償却を行っていましたが、平成12年度より自己査定で無価値または回収不可能と判断された債権については直接減額を行っています。

リスク管理債権の保全状況

区分	年度	残高	担保・保証	貸倒引当金	保全率
破綻先債権	平成29年度	529	164	363	99.73
	平成30年度	336	128	206	99.72
延滞債権	平成29年度	10,918	4,891	5,543	95.57
	平成30年度	9,022	4,642	3,928	94.99
3ヵ月以上延滞債権	平成29年度	26	24	5	113.34
	平成30年度	8	8	1	117.54
貸出条件緩和債権	平成29年度	568	208	282	86.22
	平成30年度	456	138	280	91.96
合計	平成29年度	12,043	5,289	6,195	95.36
	平成30年度	9,823	4,917	4,417	95.03

注)1. 貸倒引当金については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引き当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっています。

2. 破綻先債権、延滞債権に対して、個別貸倒引当金で合計4,135百万円引き当てていますが、他の債権に対する個別貸倒引当金として148百万円あります。

3. 3ヵ月以上延滞債権、貸出条件緩和債権に対しても、一般貸倒引当金より合計282百万円引き当てていますが、貸借対照表の一般貸倒引当金の629百万円より少なくなっています。その差額347百万円は、正常先・その他要注意先の一般貸倒引当金です。

4. 保全率はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証・貸倒引当金を設定している割合です。

貸倒引当金等合計から見たリスク管理債権の保全状況



担保・保証・貸倒引当金合計がリスク管理債権より487百万円少なくなっていますが、純資産の部(出資金・準備金・剰余金等)総額26,432百万円で万全の対応となっています。

金融再生法開示債権について

金融再生法開示債権の状況

区分	平成29年度	平成30年度
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	4,791	3,609
危険債権	6,661	5,751
要管理債権	595	464
正常債権	194,265	198,238
合計	206,313	208,064

リスク管理債権は、資産の自己査定における破綻先・実質破綻先・破綻懸念先・要管理先に対する貸出金ですが、金融再生法開示債権は貸出金に係る貸出金以外の債権(未収利息・仮払金・債務保証見返り・当金庫保証付私募債)も開示対象となっています。

平成30年度は、債務者の経営改善の一環として柔軟に条件緩和に応じ、債務者の実態把握のもと、自己査定実施により財務の健全化を図りました。

平成30年度金融再生法に基づく不良債権比率は4.72%となっています。

- 注)1. 「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。
- 2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状況および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権です。
- 3. 「要管理債権」とは、「3ヶ月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
- 4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。
- 5. 当金庫では、従来は法人税法の基準により債権の直接償却を行っていましたが、平成12年度より自己査定で無価値または回収不可能と判断された債権について直接減額を行っています。

金融再生法開示債権の保全状況

区分	年度	残高	担保・保証	貸倒引当金	保全率
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	平成29年度	4,791	1,115	3,673	99.97
	平成30年度	3,609	1,406	2,202	99.97
危険債権	平成29年度	6,661	3,940	2,237	92.75
	平成30年度	5,751	3,365	1,934	92.15
要管理債権	平成29年度	595	232	287	87.43
	平成30年度	464	147	282	92.51
合計	平成29年度	12,047	5,289	6,198	95.36
	平成30年度	9,825	4,918	4,419	95.04

「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常先・その他要注意先に対する一般貸倒引当金を除いて計上しています。

- 注)1. 金融再生法上の不良債権9,825百万円に対し担保・保証・貸倒引当金の合計は9,338百万円となっています。
2. 金融再生法上の不良債権に対しては、貸倒引当金を合計4,419百万円引き当てていますが、貸借対照表の貸倒引当金残高(4,766百万円)より少なくなっています。その差額347百万円は、正常先・その他要注意先の一般貸倒引当金です。

貸倒引当金等合計から見た金融再生法開示債権の保全状況



担保・保証・貸倒引当金合計が金融再生法開示債権より488百万円少なくなっていますが、純資産の部(出資金、準備金、剰余金等)総額26,432百万円で万全の対応となっています。

《自己査定》

資産の自己査定とは、金融機関が自らの責任で特定の基準日を定め、当該基準日において保有しているすべての資産を回収の危険性または価値の毀損の度合いに従って査定区分することです。

具体的にはI分類(非分類)、II分類、III分類およびIV分類の4段階の分類区分となっています。

《貸出金の直接償却と間接償却》

直接償却とは、貸出金の切り捨てや債権放棄によって対象となる不良債権の額を貸借対照表から控除することです。

間接償却とは、対象となる不良債権を資産として残したまま、「個別貸倒引当金勘定」に必要な額を積み立てるものです。

なお、不良債権が完全に回収不能となった時点で「個別貸倒引当金勘定」から相当額を払い出し、貸借対照表から控除します。

《分類区分と分類の定義》

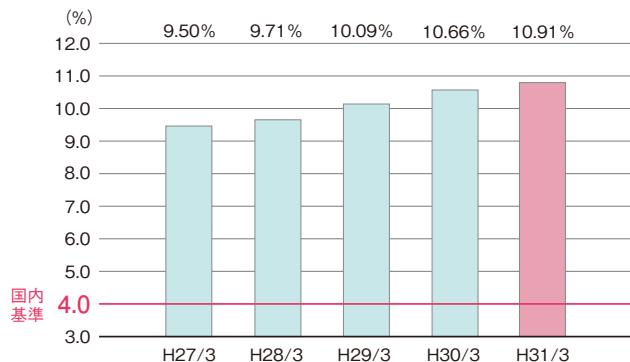
分類区分	分類の定義
I分類 (非分類)	回収の危険性または価値の毀損の危険性について問題のない資産(以下のII分類、III分類およびIV分類以外の債権等の資産である)。
II分類	債権確保上の諸条件が満足に満たされないため、あるいは信用上疑義が存するなどの理由により、その回収について通常の度合いを超える危険を含むと認められる債権等の資産。
III分類	最終の回収または価値について重大な懸念が生じ、したがって損失の発生の可能性が高いが、その損失額について合理的な推計が困難な資産。ただし、IV分類については、金融機関にとって損失額の推計がまったく不可能とするものではなく、個々の資産の状況に精通している金融機関自らのルールと判断により損失額を見積ることが適当とされるもの。
IV分類	回収不可能または無価値と判定される資産(その資産が絶対的に回収不可能または無価値であるとするものではなく、また、将来において部分的な回収がありうるとしても、基本的に査定基準において回収不可能または無価値と判定できる資産である)。



資料編

単体自己資本比率（国内基準）

■自己資本比率の推移



■当金庫の自己資本比率について

当金庫の自己資本比率は、平成31年3月末10.91%と国内基準である4%を大きく上回っています。

なお、自己資本比率の算出については、平成25年度より新たな自己資本比率規制（バーゼルⅢ）に基づいて算出しています。その中で、土地再評価差額金については、経過措置（自己資本比率改正告示附則第5条第5項）を適用し、無形固定資産および前払年金費用については、経過措置（自己資本比率改正告示附則第8条第6項）を適用しています。

■自己資本調達手段の概要

自己資本額は、「コア資本に係る基礎項目」から「コア資本に係る調整項目」を減算し、算出します。「コア資本に係る基礎項目」は、会員の皆様から受け入れた出資金や毎期の利益の積み重ねである利益剰余金などにより構成されます。また、「コア資本に係る調整項目」は、一般的に損失吸収力に乏しいと考えられる資産、金融機関間でのリスクの連鎖を防止する観点から保有を抑制する必要があると考えられる資産などにより構成されます。

■自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しまして、国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を十分保っています。また、当金庫は、各エクスポージャーが一分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しています。

将来の自己資本の充実策については、年度毎に掲げる事業計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策として考えています。

《自己資本比率》

バーゼル銀行監督委員会の合意に基づく自己資本比率規制では、市場規律の実効性の向上を狙いとした自己資本の充実度に関する情報開示が求められており、直面する各種リスクをより精緻に計測・把握することで、金融機関のリスク管理態勢の向上を促す内容となっています。

自己資本比率は18Pの「(1)自己資本の構成に関する事項」の表から算出しますが、国内でのみ営業を行う信用金庫の場合、最低自己資本比率4%を満たす必要があります。

《リスク・アセット》

リスク（危険性）のある資産ということですが、貸出金や有価証券を始めとする保有資産に対し当局が定めた危険度（リスク・ウェイト）をそれぞれの資産毎に掛け合わせてリスク・アセットを算出します。例えば、国債はリスク・ウェイト0%、金融債はリスク・ウェイト20%というようになっています。

《オン・バランス取引とオフ・バランス取引》

オン・バランス取引とは、貸借対照表上に計上されている取引のことをいいます。逆に、貸借対照表上に計上されていない取引のことをオフ・バランス取引といいます。オフ・バランス取引の例としては通貨、金利等の先物取引、オプション取引、スワップ取引等があります。

単体における事業年度の開示事項

(1)自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円、%)

項目	平成29年度	経過措置による 不算入額	平成30年度
コア資本に係る基礎項目 (1)			
普通出資または非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	21,274		22,363
うち、出資金および資本剰余金の額	2,111		2,088
うち、利益剰余金の額	19,227		20,337
うち、外部流出予定額(△)	63		62
うち、上記以外に該当するものの額	△0		△0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	785		629
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	785		629
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	241		192
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	22,301		23,185
コア資本に係る調整項目 (2)			
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	106	26	128
うち、のれんに係るものの額	—	—	—
うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	106	26	128
繰延税金資産(一時差異に係るもの除外。)の額	—	—	178
適格引当金不足額	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—
前払年金費用の額	39	9	47
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—
少數出資金金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (口)	146		354
自己資本			
自己資本の額((イ)-(口)) (ハ)	22,155		22,830
リスク・アセット等 (3)			
信用リスク・アセットの額の合計額	195,960		197,739
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	931		853
うち、無形固定資産(のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの除外。)	26		—
うち、繰延税金資産	—		—
うち、前払年金費用	9		—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—		—
うち、上記以外に該当するものの額	895		853
オペレーション・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	11,692		11,363
信用リスク・アセット調整額	—		—
オペレーション・リスク相当額調整額	—		—
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	207,652		209,102
自己資本比率			
自己資本比率((ハ)/(二))	10.66%		10.91%

注)自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適當であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準全庫であります。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	平成29年度		平成30年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	195,960	7,838	197,739	7,909
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	194,485	7,779	190,656	7,626
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府および中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府および中央銀行向け	65	2	60	2
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	243	9	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	121	4	61	2
我が国の政府関係機関向け	942	37	1,042	41
地方三公社向け	383	15	383	15
金融機関および第一種金融商品取引業者向け	28,785	1,151	25,485	1,019
法人等向け	63,010	2,520	67,275	2,691
中小企業等向けおよび個人向け	56,327	2,253	55,079	2,203
抵当権付住宅ローン	8,554	342	9,066	362
不動産取得等事業向け	21,364	854	20,527	821
3ヵ月以上延滞等	978	39	1,203	48
取立未済手形	10	0	17	0
信用保証協会等による保証付	731	29	778	31
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	3,856	154	2,522	100
出資等のエクスポージャー	3,856	154	2,522	100
重要な出資のエクspoージャー	—	—	—	—
上記以外	9,109	364	7,154	286
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等およびその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクspoージャー	—	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクspoージャー	2,184	87	2,184	87
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクspoージャー	283	11	348	13
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクspoージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクspoージャー	—	—	—	—
上記以外のエクspoージャー	6,641	265	4,621	184
② 証券化エクspoージャー	328	13	—	—
STC要件適用分	—	—	—	—
非STC要件適用分	—	—	—	—
再証券化	328	13	—	—
③-1. 複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—
③-2. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャー	—	—	6,229	249
ロック・スルー方式	—	—	6,229	249
マンデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	931	37	853	34
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクspoージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥ CVAリスク相当額を8%で除して得た額	104	4	—	—
⑦ 中央清算機関連エクspoージャー	110	4	—	—
口. オペレーションル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	11,692	467	11,363	454
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	207,652	8,306	209,102	8,364

注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクspoージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)ならびにオプ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクspoージャーおよび「我が国の中央政府および中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクspoージャーのことです。

4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーションル・リスク相当額を算定しています。

オペレーションル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法

粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

(3) 信用リスクに関する事項(証券化工クスポートナーを除く)

①リスク管理の方針および手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識のうえ、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。

信用リスクの評価につきましては、当金庫では、信用格付制度を導入しています。そして、モンテカルロシミュレーションを活用して、VaRを算出し、信用リスクの計量化を図っています。

以上、一連の信用リスク管理の状況については、融資委員会やALM委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会、経営会議といった経営陣に対し報告する態勢を整備しています。

貸倒引当金は、「資産査定規程」、「貸出資産査定要領」、「貸出資産査定事務マニュアル」、「償却・引当規程」および「与信償却引当マニュアル」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めています。

②リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、以下の5つの機関を採用しています。なお、エクスポートナーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っていません。

◎ムーディーズ・インベスターズ・サービス・リンク ◎S&Pグローバル・レーティング ◎フィッチレーティングスリミテッド ◎(株)格付投資情報センター ◎(株)日本格付研究所
貸出金については、適格格付機関の利用はしていません。

イ. 信用リスクに関するエクスポートナーおよび主な種類別の期末残高(地域別、業種別、残存期間別)

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポートナー 区分	信用リスクエクスポートナー期末残高								3ヵ月以上延滞 エクスポートナー	
		貸出金、コミットメントおよび その他のデリバティブ以外の オフバランス取引				債券		デリバティブ取引			
		平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度		
国 内	437,429	443,588	203,826	205,466	104,085	104,407	—	—	3,569	2,822	
国 外	41,553	30,264	—	—	26,793	30,264	—	—	—	—	
地 域 別 合 計	478,982	473,853	203,826	205,466	130,879	134,672	—	—	3,569	2,822	
製 造 業	34,731	35,473	11,466	11,263	21,927	22,946	—	—	154	19	
農 業 ・ 林 業	629	618	629	618	—	—	—	—	—	—	
漁 業	63	48	63	48	—	—	—	—	2	—	
鉱業・採石業・砂利採取業	8	2	8	2	—	—	—	—	—	—	
建 設 業	15,226	14,374	13,826	12,674	1,400	1,700	—	—	2,334	226	
電気・ガス・熱供給・水道業	4,895	6,089	49	150	4,712	5,805	—	—	—	—	
情 報 通 信 業	1,975	2,190	290	293	1,505	1,506	—	—	2	2	
運 輸 業 ・ 郵 便 業	11,951	13,011	3,574	3,807	8,204	9,101	—	—	7	7	
卸 売 業 ・ 小 売 業	23,317	24,347	16,231	16,364	6,827	7,724	—	—	400	1,089	
金 融 業 ・ 保 険 業	138,876	146,456	4,601	3,605	24,368	24,624	—	—	—	—	
不 動 产 業	54,384	54,448	46,658	46,321	7,725	8,126	—	—	267	289	
物 品 貸 貸 業	869	1,273	869	1,273	—	—	—	—	6	6	
学術研究・専門・技術サービス業	1,220	1,052	1,220	1,052	—	—	—	—	13	13	
宿 泊 業	2,803	2,763	2,803	2,763	—	—	—	—	41	41	
飲 食 業	3,650	3,630	3,650	3,630	—	—	—	—	54	53	
生活関連サービス業・娯楽業	2,662	3,055	2,662	2,855	—	199	—	—	6	3	
教 育 ・ 学 習 支 援 業	763	851	763	851	—	—	—	—	—	2	
医 療 ・ 福 祉	6,555	6,634	6,555	6,634	—	—	—	—	—	58	
そ の 他 の サ ー ビ ス	13,614	13,167	12,814	12,338	650	680	—	—	71	731	
国・地方公共団体等	76,330	79,412	22,773	27,155	53,556	52,256	—	—	—	—	
個 人	52,313	51,758	52,313	51,758	—	—	—	—	205	276	
そ の 他 の 他	32,139	13,191	—	—	—	—	—	—	—	—	
業 種 别 合 計	478,982	473,853	203,826	205,466	130,879	134,672	—	—	3,569	2,822	
1 年 以 下	61,530	94,584	25,529	26,391	12,001	17,533	—	—	—	—	
1 年 超 3 年 以 下	90,631	61,835	16,488	15,717	33,481	27,118	—	—	—	—	
3 年 超 5 年 以 下	42,926	38,743	22,405	19,761	19,720	18,981	—	—	—	—	
5 年 超 7 年 以 下	42,300	40,049	18,756	18,988	20,382	18,983	—	—	—	—	
7 年 超 10 年 以 下	68,076	60,445	29,517	31,777	22,354	25,945	—	—	—	—	
10 年 超	122,001	129,270	84,831	86,446	22,939	26,109	—	—	—	—	
期間の定めのないもの	51,515	48,925	6,296	6,383	—	—	—	—	—	—	
残 存 期 間 别 合 計	478,982	473,853	203,826	205,466	130,879	134,672	—	—	—	—	

注) 1.オフバランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2.「3ヵ月以上延滞エクスポートナー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポートナーのことです。

3.上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部または一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポートナーです。

4.CVAリスクおよび中央清算機関連エクスポートナーは含まれておりません。

5.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。



□. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成29年度	734	51	—	—	785
	平成30年度	785	△155	—	—	629
個別貸倒引当金	平成29年度	6,427	590	333	696	5,987
	平成30年度	5,987	556	1,940	466	4,137
合 計	平成29年度	7,161	641	333	696	6,772
	平成30年度	6,772	400	1,940	466	4,766

注) 当金庫では、自己資本比率算定にあたり、偶発損失引当金を個別貸倒引当金と同様のものとして取り扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。

八. 業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

業 種	個別貸倒引当金												貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高					
	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度		
製 造 業	401	559	254	99	69	34	30	82	556	542	—	—	—	
農 業・林 業	5	—	—	—	5	—	0	—	—	—	—	—	—	
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
鉱業・採石業・砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
建 設 業	2,297	2,321	71	52	—	1,888	46	208	2,321	278	—	—	—	
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
情 報 通 信 業	2	2	—	4	—	—	0	0	2	6	—	—	—	
運 輸 業・郵 便 業	53	49	—	4	—	—	3	0	49	53	—	—	—	
卸 売 業・小 売 業	1,290	1,091	105	97	226	—	77	39	1,091	1,149	5	—	—	
金 融 業・保 険 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
不 動 産 業	227	202	1	0	—	12	26	36	202	153	—	—	—	
物 品 賃 貸 業	10	9	—	2	—	—	0	1	9	10	—	—	—	
学術研究・専門・技術サービス業	11	11	1	11	—	0	0	0	11	21	—	—	—	
宿 泊 業	614	653	71	28	—	—	33	10	653	671	—	—	—	
飲 食 業	233	89	26	27	—	1	170	6	89	109	—	—	—	
生活関連サービス業・娯楽業	189	198	19	—	—	1	10	4	198	192	—	—	—	
教 育・学 習 支 援 業	—	2	2	1	—	—	—	1	2	2	—	—	—	
医 療・福 祉	426	203	1	18	—	224	29	203	191	—	—	—	—	
そ の 他 の サ ー ビ ス	408	383	9	147	16	—	18	20	383	510	4	—	—	
国・地 方 公 共 団 体 等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
個 人	243	208	24	61	2	1	53	24	212	243	—	—	—	
そ の 他	12	—	—	—	11	—	0	—	—	—	—	—	—	
合 計	6,427	5,987	590	556	333	1,940	696	466	5,987	4,137	9	—	—	

注) 1.当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2.業種別区分は、日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

3.当金庫では、自己資本比率算定にあたり、偶発損失引当金を個別貸倒引当金と同様のものとして取り扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。

二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	エクspoージャーの額					
	平成29年度		平成30年度			
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し		
0%	—	112,640	—	109,181		
10%	3,709	14,044	4,606	14,208		
20%	95,931	13,636	91,622	19,004		
35%	—	24,445	—	25,917		
40%	100	—	300	—		
50%	40,848	21,009	43,831	20,356		
70%	764	—	861	—		
75%	—	62,174	—	60,071		
100%	9,401	79,569	11,227	71,900		
120%	306	—	304	—		
150%	—	260	—	349		
200%	—	—	—	—		
250%	—	120	—	108		
1250%	—	17	—	—		
合 計	478,982		473,853			

注) 1.格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。

2.エクspoージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。

3.コア資本に係る調整項目となったエクspoージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクspoージャーは含まれておりません。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置であり、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けと認識しています。したがって、担保または保証に過度に依存しないような融資の取上げ姿勢に徹しています。ただし、与信審査の結果、担保または保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいたうえで、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めています。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、金庫が定める「規程」および「担保評価要領」等により、適切な事務取扱いおよび適正な評価を行っています。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証、外国為替取引に関して、お客様が期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減方策の一つとして、金庫が定める「規程」や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認のうえ、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当致します。

なお、バーゼルⅢで定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金、上場株式、保証として信用保証協会保証、その他未担保預金等が該当します。そのうち保証に関する信用度の評価については、信用保証協会保証付をリスク・ウェイト0%または10%、独立行政法人農林漁業信用基金保証付、香川県農業信用基金協会保証付をリスク・ウェイト10%を適用し、その他の保証会社（ジャックス・しんきん保証基金・セディナ・オリックス・オリックスクレジット・アイフル・クレディセゾン・オリエントコーポレーション等）は格付に応じたリスク・ウェイトを適用しています。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポートナーの種類に偏ることなく分散されています。

●信用リスク削減手法が適用されたエクスポートナー

(単位:百万円)

信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度
ポートフォリオ						
信用リスク削減手法が適用されたエクスポートナー	5,576	5,285	26,585	27,275	—	—
①ソブリン向け	—	—	—	—	—	—
②金融機関向け	—	—	—	—	—	—
③法人等向け	1,118	954	1,520	1,576	—	—
④中小企業等・個人向け	4,200	4,072	24,979	25,564	—	—
⑤抵当権付住宅ローン	79	53	—	—	—	—
⑥不動産取得等事業向け	167	200	—	—	—	—
⑦3ヶ月以上延滞等	10	4	86	134	—	—

注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

(5) 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

当金庫が保有している派生商品取引および長期決済期間取引については、有価証券運用として購入している投資信託に包含されるものののみを保有しています。投資信託の購入については、有価証券投資の一環として捉え保有限度枠やリスク限度枠管理を行うとともに、リスクの認識については、市場動向、時価評価および適格格付機関が付与する格付情報により把握するとともに、必要に応じて資金運用委員会ならびに資金運用小委員会に諮り、適切なリスク管理に努めています。

(単位:百万円)

	平成29年度		平成30年度	
	カレントエクスポートナー方式	カレントエクスポートナー方式	カレントエクスポートナー方式	カレントエクスポートナー方式
与信相当額の算出に用いる方式	—	—	—	—
グロス再構築コストの額の合計額	—	—	—	—
グロス再構築コストの額の合計額およびグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	—	—	—	—
	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度
①派生商品取引合計	403	—	403	—
(i) 外国為替関連取引	177	—	177	—
(ii) 金利関連取引	0	—	0	—
(iii) 金闇連取引	—	—	—	—
(iv) 株式関連取引	62	—	62	—
(v) 貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—
(vi) その他コモディティ関連取引	163	—	163	—
(vii) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
②長期決済期間取引	—	—	—	—
合 計	403	—	403	—
担保の種類別の額	平成29年度		平成30年度	
	担保はありません	担保はありません	担保はありません	担保はありません



資料編

(6) 証券化エクスポートに関する事項

①リスク管理の方針および手続きの概要

当金庫における証券化取引の役割としては、投資家ならびにオリジネーターがあります。投資業務については、有価証券投資の一環として捉え、リスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価および適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じて資金運用委員会ならびに資金運用小委員会に諮り、適切なリスク管理に努めています。また、証券化商品への投資は、個別案件ごとに十分な検討を行い、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っています。

一方、オリジネーター業務については、中小企業者の資金調達の一手段としての位置付けと捉えています。

②証券化エクスポートについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しています。

③証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「経理規程」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っています。

④証券化エクスポートの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポートのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、以下の5機関を採用することとしています。なお、投資の種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っていません。

◎ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク ◎S&Pグローバル・レーティング ◎フィッチレーティングスリミテッド
◎(株)格付投資情報センター ◎(株)日本格付研究所

イ. 保有する証券化エクスポートの額 および主な原資産の種類別の内訳

(単位:百万円)

	平成29年度	平成30年度
証券化エクスポートの額	17	—
(i) 匿名組合出資持分	17	—

注) 1.(i) は、当該額に係る主な原資産の種類別の内訳です。

ロ. 保有する証券化エクスポートの適切な数のリスク・ウェイトの 区分ごとの残高および所要自己資本の額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポート残高		所要自己資本の額	
	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度
20%	—	—	—	—
50%	—	—	—	—
100%	—	—	—	—
350%	—	—	—	—
1250%	17	—	8	—
(i) 匿名組合出資持分	17	—	8	—
合計	17	—	8	—

注) 1. 所要自己資本の額=エクスポート残高×リスク・ウェイト×4%

2. [1250%] 欄の(i)は、当該額に係る主な原資産の種類別の内訳です。

(7) 出資等エクスポートに関する事項

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託に係るリスクの認識については、時価評価および最大予想損失額(VaR)によるリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況や、設定されたリスク限度枠、損失限度枠の遵守状況を、リスク管理担当役員に報告するとともに、各種リスクの分析を実施し、定期的に経営会議等へ報告しています。

一方、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、その他ベンチャーファンドまたは投資事業組合への出資金に関しては、個別に十分な検討を行い適正な運用・管理を行っています。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めています。

なお、当該取引に係る会計処理については、当金庫が定める「経理規程」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っています。

イ. 出資等エクスポートの貸借対照表計上額等

(単位:百万円)

区分	平成29年度		平成30年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	3,546	3,546	3,051	3,051
非上場株式等	2,552	2,552	2,538	2,538
合計	6,099	6,099	5,590	5,590

注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 上場株式等には、上場投資信託(ETF)等を含んでおります。

3. 非上場株式等には、信金中金出資金等を含んでおります。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない 評価損益の額

(単位:百万円)

	平成29年度	平成30年度
評価損益	1,121	886

ロ. 出資等エクスポートの売却および 償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

区分	平成29年度	平成30年度
売却益	100	167
売却損	—	33
償却	—	—

二. 貸借対照表および損益計算書で認識されない 評価損益の額

該当ございません。

(8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	平成29年度	平成30年度
ルック・スルー方式を適用するエクspoージャー		6,229
マンデート方式を適用するエクspoージャー		—
蓋然性方式(250%)を適用するエクspoージャー		—
蓋然性方式(400%)を適用するエクspoージャー		—
フォール・バック方式(1250%)を適用するエクspoージャー		—

(9) オペレーショナル・リスクに関する事項

①リスク管理の方針および手続きの概要

当金庫では、オペレーショナル・リスクを「金融機関の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスク」と定義しています。オペレーショナル・リスクに含まれるリスクを「事務リスク」、「システムリスク」、「法務リスク」、「人的リスク」、「有形資産リスク」、「風評リスク」の6つのリスクに分類し、確実にリスクを認識・評価する態勢となっています。

また、これらのリスクについて各種委員会で協議・検討するとともに、必要に応じて理事会等に報告する態勢を整備しています。

②オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しています。

(10) 銀行勘定における金利リスクに関する事項

①リスク管理の方針および手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としています。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク(BPV、VaR)の計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度、さらには新商品等の導入による影響など、ALM管理システムや金利リスク管理システムにより定期的に計測を行い、ALM委員会で協議検討するとともに、必要に応じて経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めています。

②内部管理上使用した銀行勘定における金利リスク量の算定手法の概要

開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVEおよび当金庫が自ら開示を行う金利リスクに関する事項。

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期	1.229年
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期	4.917年
流動性預金への満期の割当て方法およびその前提	金融庁が定める保守的な前提を考慮しています。
固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提	固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提は考慮していません。
複数の通貨の集計方法およびその前提	当金庫は円貨建の資産および負債のみを保有しています。
スプレッドに関する前提	リスクフリーレートの金利ショック幅と割引金利の金利ショック幅を同一と見なしており、割引金利の相関やスプレッドは考慮していません。
内部モデルの使用等、△EVEおよび△NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提	該当事項はありません。
前事業年度末の開示からの変動に関する説明	開示初年度につき、記載はありません。

③IRRBB: 金利リスク

(単位:百万円)

項目番号	△EVE 平成31年3月末	注) 1. 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号(2019年2月18日)による改正を受け、2019年3月末から金利リスクの定義と計測方法等が変更になりました。このため、開示初年度につき、当期末分のみを開示しております。
		△EVE 平成31年3月末
1 上方パラレルシフト	10,387	なお、昨年開示した旧基準による「銀行勘定の金利リスク」は、4,378百万円であります。この算出に使用した金利ショックは、旧アウトライヤー基準に係るパーセンタイル値であり、当期末の△EVEとは、計測定義等が異なります。
2 下方パラレルシフト	0	このため、両社の差異が金利リスク量の増減を示すものではありません。
3 スティープ化	7,910	
4 フラット化		
5 短期金利上昇		
6 短期金利低下		
7 最大値	10,387	
8 自己資本の額	22,830	

注) 1. 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号(2019年2月18日)による改正を受け、2019年3月末から金利リスクの定義と計測方法等が変更になりました。このため、開示初年度につき、当期末分のみを開示しております。

なお、昨年開示した旧基準による「銀行勘定の金利リスク」は、4,378百万円であります。この算出に使用した金利ショックは、旧アウトライヤー基準に係るパーセンタイル値であり、当期末の△EVEとは、計測定義等が異なります。

このため、両社の差異が金利リスク量の増減を示すものではありません。